

「加西市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）」にかかる パブリックコメントの実施結果について

意見募集期間

令和5年12月18日（月）～令和6年1月12日（金）

計画案等の公表方法

1. 本市ホームページ
2. 窓口での閲覧

閲覧場所：福祉部長寿介護課(市役所2階)、各公民館、健康福社会館、地域交流センター（アスティアかさい3階）

市民意見の提出状況

提出者数：2名

意見総数：2件

意見の集約結果と回答

寄せられたご意見の集約及び本市の考え方は以下のとおりです。

<p>【意見概要1】</p> <p>保険料について。準備基金の活用を充分に行い、保険料の引き下げを進めること。</p>	1件	
<p>【市の考え方】</p> <p>介護保険制度の財源として、介護保険給付費の約23%に相当する額を第1号被保険者（65歳以上の高齢者）に介護保険料としてご負担をいただいています。第1号被保険者の保険料は、サービス基盤の整備状況やサービス利用の見込みに応じて、保険者ごとに設定をします。</p> <p>介護保険料につきましては、ご意見を頂戴しましたとおり、介護給付費準備基金を一部活用し、抑制を行う予定です。</p> <p>一方で、12月16日に報道がありましたとおり、令和6年度（第9期）の介護報酬について1.59%のプラス改定が示されました。これは平成30年（第7期）の0.54%、令和3年（第8期）の0.70%と比較して、高い改定率となります。</p> <p>厚生労働省からも、準備基金と繰越金が相当程度積みあがっている保険者においては保険料上昇に留意した適切な保険料設定をすること、足元の物価・賃金の動向を</p>		

踏まえ準備基金のすべてを取り崩すのではなく一部留保することが、留意事項として示されています。

介護保険料額については、加西市高齢者福祉・介護保険事業運営委員会において審議の上で決定します。今回頂戴しました貴重なご意見は、委員会にて審議資料として共有いたします。

【意見概要 2】

第 2 号被保険者の要介護認定における特定疾病について、脊髄性筋委縮症を新たに指定してほしい。

1 件

【市の考え方】

40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者は、介護保険制度上の第 2 号被保険者となります。第 2 号被保険者は、加齢に伴う疾病（特定疾病）が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに、介護保険サービスを利用することができます。

特定疾病とは、心身の病的加齢現象との医学的関係があると考えられる疾病であって次のいずれの要件をも満たすものについて総合的に勘案し、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因し要介護状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病として、介護保険法施行令第二条にて 16 の病気が定められています。

1) 65 歳以上の高齢者に多く発生しているが、40 歳以上 65 歳未満の年齢層においても発生が認められる等、罹患率や有病率（類似の指標を含む。）等について加齢との関係が認められる疾病であって、その医学的概念を明確に定義できるもの。

2) 3～6 ヶ月以上継続して要介護状態又は要支援状態となる割合が高いと考えられる疾病。

これは、特定疾病に該当しない場合はサービスを利用できないということではなく、介護保険サービスではなく障がい福祉サービスを利用するということを意味します。

ご意見を頂戴したご病気は、介護保険法施行令にて定められた疾病には該当していないようです。すでにお困りのことがあってご意見を頂戴していると思われるので、いち早くサービスの利用を開始するためにも、まずは市役所地域福祉課にご相談ください。